

第6期 雲南市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 平成30年5月24日(木) 13:34~15:13

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(16名) ()は遅刻届出委員

(1番 錦織邦男)	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田邦昭	7番 山本裕子	9番 佐藤博子	10番 三原治雄
11番 吾郷正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博	14番 三島輝昭
16番 嘉本輝雄	17番 山本博子	18番 内部武雄	19番 加藤一郎

4. 欠席委員(3名) 6番 小山益男 8番 吉廣丈晴 15番 柳原昌広

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第77号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第80号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は15名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第11回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番竹内勉委員、4番奥田武委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第77号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第77号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいております。任期は平成30年6月13日までとなっております。今後の任期は平成30年6月14日から平成31年6月13日までの1か年であります。</p> <p>現在の委員は、大東町が山本裕子委員、加茂町が嘉本輝雄委員、木次町が山本博子委員、三刀屋町が柳原昌広委員です。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長より</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 3 番	<p>ご報告をお願いします。</p> <p>3 番竹内です。議第 7 7 号は人事案件でございます。先日運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。「議第 7 7 号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、現在の会員の、大東町は山本裕子委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は山本博子委員、三刀屋町は柳原昌広委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第 7 7 号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 7 8 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 6 ページ「議第 7 8 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。7 ページをご覧ください。併せて図面の方は 1 ページより掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目はどちらも登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は合計で 421 m²、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「以前は茶畑として利用していたが、管理をしていた父の体調がすぐれず、平成 1 5 年頃から手入れが行き届かず山林原野化してしまった。」ということです。平成 3 0 年 4 月 2 7 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は100㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「以前は茶畑として利用していたが、管理をしていた父の体調がすぐれず、平成15年頃から手入れが行き届かず山林原野化してしまった。」ということです。平成30年4月27日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外4筆、地目は登記簿：田、現況：荒廃農地が1筆、登記簿：畑、現況：荒廃農地が4筆で、面積は合計で1,130㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作が不便なため、相当以前より耕作しておらず、灌木類も生育し山林原野化してしまった」ということです。平成30年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページ「議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。4件の申請が出ております。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。地図は15ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は84㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を借り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10a当たり596,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は1,733㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇府の□□□□さんです。申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10a当たり9,800円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は298㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「諸事情により遠方へ転居する為、空き家付き農地で申請していた」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「現在借家で住んでおり、今回空き家付き農地を希望していて、申請地を譲り受け、家庭菜園を行いたい。」ということです。土地代は家屋取得費用も含むため不明とのことです。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は合計で229㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市の□□□□さんです。申請事由は「遠方により耕作管理が出来ないため譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、申請事由は「空き家付き農地制度を利用するため。」ということです。土地代は10a当たり30,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上4件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	ご審議よろしく申し上げます。
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第80号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ「議第80号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。議案書13ページから14ページ及び資料No.1をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追加の事案が発生したため、平成30年4月24日の農業委員会総会で審議し告示した内容を変更するためです。議案書14ページの別表2「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、新たに○○町○○△△-△と△△-△の2筆を加え、合計40筆を区域とするものです。承認を得ることができましたら、平成30年5月24日告示といたします。</p> <p>また、変更後の空き家付き対象物件は資料No.1のとおり、11物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
2 番	2 番〇〇です。さっきの 3 条の 4 番目ですが、空き家付きで譲り受けをされる案件で、こちらの空き家付きのところで見ると 3 筆あってその内の 2 筆を譲り受けられますが、もう 1 筆残りますが。それはそれとして手続き上の問題ですが、2 4 日付けで追加だけして、今の 3 条の売買が成立した証の後でもう一回告示をする手順ですか。
議 長	事務局の方からお願いします。
事務局	資料№.1 の 2 ページ。3 条の許可をいただいたものは来月落とすという手順になります。
議 長	もう 1 筆はどうなりますか。
2 番	もう 1 筆は残るとのことです。そういうことでしょうか。3 筆あるから。
事務局	もう 1 筆はこの後 5 条でご審議いただくものとしてあがっております。
議 長	ありがとうございました。他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 8 0 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第 8 0 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。 次に、「議第 8 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ「議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。図面は、27ページから掲載していますので、一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外3筆。地目は登記簿：田、現況：宅地が2筆、登記簿・現況ともに田が1筆、登記簿：畑、現況：雑種地が1筆で申請面積は768㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は自家用住宅1棟187㎡、物置1棟26㎡、ハデギ小屋1棟20㎡、駐車場、進入路です。転用理由は「元屋敷が老朽化及び危険家屋となったため、自家用住宅を建設し、あわせて住宅への進入路、駐車場、農機具用物置及びハデギ小屋を確保したいため」とのことです。始末書が出されており「昭和50年4月頃、元屋敷が老朽化及び危険家屋となったため取り壊し、農地法の認識不足から近くの当該地番の農地に自家用住宅を建設し、あわせて住宅への進入路、駐車場、農機具用物置及びハデギ小屋を建設・整備してしまった」とのことです。農用地除外は平成30年2月14日に許可されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は687㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場です。転用理由は「土木建築業を営んでおり、資材置場が不足していたため」とのことです。始末書が出されており「土木建築業を以前より営んでおり、資材置場が不足していたことから、昭和60年頃、獣被害が多かったことなどから耕作が困難な状態となっていた当該農地を、農地法の知識不足から資材置場として利用してしまった」とのことです。農用地除外は平成30年2月14日に許可されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿：田、現況：雑種地で申請面積は1,890㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場です。転用理由は「土木建築業を営んでおり、資材置場が不足していたため」とのことです。始末書が出されており「土木建築業を以前より営んでおり、資材置場が不足していたことから、平成24年4月から、土地管理及び利便性が良かったことから、当該農地を農地法の知識不足から資材置場として利用してしまった」とのことです。農用地除外は平成30年2月14日に許可されています。確認は〇〇委員、〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿：田、現況：雑種地で申請面積は635㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は事務所兼物置1棟144㎡、資材置場1棟172㎡及び駐車場です。転用理由は「土木建築業を営んでおり、自宅を事務所兼物置として利用していたが狭隘となったため、新たな事務所兼物置に併せて資材置場と来客用の駐車場を確保したいため」とのことです。始末書が出されており「土木建築業を以前より営んでおり、当初は自宅を事務所兼物置として利用していたが、狭隘となり新設の必要性が生じ、併せて資材置場と来客用の駐車場も不足していたため、平成14年4月から、土地管理及び利便性が良かったことから、当該農地を農地法の知識不足から事務所兼物置、資材置場及び駐車場を建設、造成してしまった」とのことです。農用地除外は平成30年2月14日に許可されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟9.99㎡を建築されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、申請面積は合計で19.74㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟9.99㎡を建築されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
1 2 番	<p>1 2 番〇〇です。1 番の□□□□さんから始末書が出ておりますので発表いたします。〇〇△△-△、△△-△、△△-△及び△△-△の農地は、□□□□さんの所有の農地であります。昭和50年4月、先代のお父さんの方が元屋敷の建物を老朽化及び危険家屋となったため取り壊し、△△-△及び△△-△に宅地造成、整地し現在の住宅を新築し、併せて△△-△及び△△-△地上を造成、整地し、住宅への進入路、駐車場敷地、物置及びハデギ小屋の敷地として整備されました。これはリフォームをするた</p>

発信者	議 事 録 要 旨
1 2 番	<p>めに、融資を受けようと思われて謄本を取って確認されたところ、農地であったことがわかり今回の手続きに至っております。農地法の認識不足から、事情があるにせよ、許可を得ず勝手に農地を整地し住宅敷地等として、利用したことについて深く反省しております。今後は農地法を遵守し、必ず許可を得てから農地転用をおこなうことを誓いますので、諸事情をご理解いただき許可をいただきますようよろしくお願いいたします。ということですのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
7 番	<p>7 番〇〇です。本日〇〇委員が欠席でありますので、始末書が提出されている申請番号 2 番から 4 番の案件について内容を説明させていただきます。申請番号 2 番の〇〇町〇〇△△-△は□□□□さん名義の農地であり、獣被害が多く耕作が困難な状況となったことや、申請人のお父さんが土木建築業を営んでおられ、資材置場も不足していたことから、昭和 6 0 年ごろから資材置場として利用されているものです。続いて申請番号 3 番の〇〇町〇〇△△-△も□□□□さん名義の農地であり、申請人の□□さんも土木建築業を継いでおられ、資材置場も不足していたことから、土地管理及び利便性がよいこの土地を平成 2 4 年 4 月から資材置場として利用されているものです。また、この案件は面積が 1,000 m²を超えていることから、〇〇委員と〇〇推進委員の 2 人で確認をされております。〇〇委員からは始末書案件ではありますが、事務所のそばに車両や資材を置くのに広い面積が必要であることから、致し方ないものと判断したということの連絡を受けております。続いて申請番号 4 番の〇〇町〇〇△△-△も□□□□さん名義の農地であり、土木建築業を営んでおられる□□さんが、当初は自宅を事務所兼物置として利用されていましたが、狭隘となったことから新設が必要となり、併せて資材置場と来客用の駐車場が不足していたため、土地管理及び利便性がよいこの土地を平成 1 3 年 4 月から利用されているものです。農地法の認識不足から、事情があるにせよ、許可を待たず勝手に農地を整地し、資材置場や住宅敷地として利用したことについて深く反省しております。今後は農地法を遵守し、必ず許可を得てから農地転用をおこなうことを誓いますので、諸事情をご理解いただき許可をいただきますようよろしくお願いいたします。ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
3 番	<p>3 番〇〇です。2 番の案件ですが、地目が田であり現況も田であって転用されているが、現況は田でよろしいですか。</p>
議 長	<p>事務局確認して、文書はどうなっていますか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	現況についてですが、農地台帳では登記簿田、現況が田となっていますので議案に上程させていただいた登記簿田、現況も田としてあげさせていただいたところです。
議 長	これは現地を確認したときに何になっているかだが。
事務局	図面の39ページに写真が載っています。お尋ねの△△-△ですが、写真が白黒でありはっきりわからないところですが、実際このようだというので農地台帳では現況も田ということであったからこのように記載しております。
議 長	まだ宅地にはなっていないということか。 現地確認ではまだ田の状態か荒地の状態か雑種地というか。
3 番	田でもよかったという状況だったということですね。
議 長	耕作放棄地みたいな感じがしていたということだね。ざまくに言うと。宅地にはなっとらんと。
3 番	たまたま物がなかったという事ですね。
議 長	他に質問はございませんか。
18 番	18番〇〇です。申請番号1番で田が3つあるかな。一番小さい24㎡。それだけが田になった。たった24ほどの田を作るということは普通考えられんけれど、現地確認されているからしょうがないかなと思うけれど。実際田になっとったですか。
議 長	事務局確認しとるでしょ。
事務局	図面の31ページをご覧くださいと思います。〇〇委員のおっしゃっておられました、△△-△が図面の△△-△の上の方のところの小さいところが△△-△に該当する田になります。次のページをご覧くださいますと、現況写真がありますが、32ページの下の写真がわかりやすいと思いますが、家の隣の畔みたいになっているところが△△-△に該当いたしまして、現況田という扱いにされているということでございます。
議 長	図面の三角のところ、宅地にはなっていないし、さっきと同じ荒廃農地というか、田か雑種地かわからない、判断が付きにくい、完全に宅地にはなっとらん状態のようです。
議 長	他に質問はありませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
18番	<p>もうひとつ。先ほど始末書の説明がありまして、今後はちゃんとしますと書いてありましたけれど、□□さんは土建業の仕事をやっておられる人は、昔からこういうことがあることは十分に知ったうえで仕事をしておられるはずでして。この前もこのようなことを言った気がしますが、それを今後はと言ってること自体が大きな大間違いで。地主さんが例えばこげこげでやる場合は、こういうことがあるからと助言でもする立場の人が、自分がこういうことをすることはどう思ってもおかしいと思いますが。その弁明がちょっと不足しているような気がしますのでちょっと聞いたところです。〇〇さんに言ってもどうしようもないが。</p>
議 長	<p>〇〇さんも困られると思うが。〇〇さんも入院中でございますので、当事者には事務局からそのことをきちっと。業者でもあるからよく理解したうえで商売をやっておられることだから、今後無いようにと総会で意見が出たということをお知らせするということをご理解をいただけませんか。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。5件の申請が出ております。 議案書20ページをご覧ください。地図は50ページからです。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況は雑種地で、面積は400㎡です。権利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の(株)△△さんです。転用目的は、現場事務所・資材置場です。転用理由は「資材置場が不足しており、資材置場、現場事務所用地として利用したい。」ということです。土地代は10a当たり3,000,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は684㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は倉庫、駐車場、タイヤ置場です。転用理由は「主要地方道松江木次線に近く、自営店舗の移転先に隣接するため利便性がよく、倉庫、駐車場として利用したい。」ということです。土地代は農地を含む土地購入費が2,232,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農振除外済みで平成30年2月14日許可、農地区分は申請番号1と同様に第2種農地と判断致しました。許可条項は、申請番号1と同じ「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は216㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は同地区の△△△△さんです。転用目的は駐車場です。転用理由は「現在利用している駐車場は借地で自己所有地の駐車場がないので、申請地を譲り受け自家用と来客用の駐車場を整備したい。」ということです。土地代は10a当たり3,001,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域、第1種住居地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、△△-△で、地目は登記簿、田、現況は雑種地で、合計面積は474㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場と運動場です。転用理由は「7人家族で車両を5台保有しているが駐車に苦慮している為、申請地を譲り受け駐車場として利用したい。また、自宅付近のゲートボール場を孫たちの運動場として利用していたが放課後児童クラブが建設されたため(ゲートボール場が利用できなくなり)、申請地を譲り受け運動場として利用したい。」ということです。土地代は10a当たり18,177,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農振除外済みで昭和62年12月以前と平成7年2月以前に許可済み、農地区分は申請番号1と同様に第2種農地と判断致しました。許可条項は、申請番号1と同じ「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△で、地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は181㎡です。権利の種類別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇県〇〇市の△△△△さんです。転用目的は駐車場です。転用理由は「農地付き空き家制度を利用し移住するが、駐車場がないので申請地を譲り受け自家用と来客用の駐車場を整備したい。」ということです。土地代は10a当たり110,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分は申請番号1と同様に第2種農地と判断致しました。許可条項は、申請番号1と同じ「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p>
13番	<p>13番〇〇です。過去にもあったんですけども、農地を取得して目的を達成せずにあった農地というのが、今の4番ですが、過去にもそういうところがあってその後調査というのがなされているのかいないのかお聞きしたいです。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。許可をしたのが事業実施してないのを調査しているかということ。</p>
事務局	<p>追跡調査ですけども、しておりません。</p>
13番	<p>なげてあるということ。完了届が普通なされて。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。完了届が出ていない、過去に許可したものはかなりの数です。無届のものがかなりあるのは事実でして、そういうものに関しては地目替え、法務局で登記替え、地目変更する際に、完了届が出ていないことが発覚して、転用事実証明書を農業委員会事務局の方に依頼をされるケースが多々あります。そういうことで、完了届の未届けがなくなっていくんですが、まだ出ていないものに関してこちらから個別にはしていないということです。</p>
13番	<p>今からどういうふうにするわけですか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ここは畑だった。
事務局	4番の農地のことをおっしゃってますか。
13番	はい。
事務局	4番もここに書いてありますように転用されまして、隣のご自宅の方が購入されまして、その方が駐車場としてこの場所を使いたい。このままこの場所が平らな状態になっていますのでこの形状で使われて、奥の方の木もそのままにして車を止める場所、それから子どもさんの遊ぶ場所がないんで、その場所をそのままもらわれて利用したいということで今回転用されましたのでそのような形で今回の申請をお受けしたということです。
13番	何年もなげてあったということ。
事務局	この方は今回初めて申請をされました。
13番	そこを過去に購入してそこで何か建てようということ、農地として、畑でも使っていないというか。
事務局	除外の期間がかなり昔だということをおっしゃって。これは実はですね、過去に別の方がここを求められて家を建てる予定で求められていた農地です。ただその後家を建てる前に所有権移転されますので、その時はまだ家が建っていませんので農地という形で所有権移転が登記としてされます。そういう状態で購入予定だった当時の方が購入されて農地のままで所有権移転されたんですが、その後家をそこに建てる予定がたたなくなって、家が建たなくなりました。それでそのまま家が建たないので、先ほど申しました完了届というのは家が建たないと、前回は宅地、家を建てるという目的で転用申請がありましたので、完了届も家が建たない限りはうちも受け付けることができませんので、当然登記も宅地ということでの登記もできませんので、結局そのままになっていたという形です。ですので、登記も所有者が変わるんですけども農地のまま残ってしまっていた農地を今回新しく隣の方が求めてくださいますので、駐車場ということで転用の申請に至ったということです。説明が不足していて失礼いたしました。
13番	はい、わかりました。
18番	完全に雑種地になっとるでしょう。家が建たなかったら。元は田だったから。
事務局	はい、現況は雑種地というかたちで。

発信者	議 事 録 要 旨
18番 事務局	<p>それでやっぱり農地ということ。</p> <p>登記簿上は。現況の課税と登記簿は違います。</p>
18番 事務局	<p>課税とはまた違うだけん。</p> <p>登記のほうは先ほど言いましたように家が建たなかったですので、農地のままで新しい方の、前任の方の所有ということで登記をされたままで残っております。ただ現況は雑種地という形でありましたものを今回転用されました。</p>
18番 議 長	<p>写真を見ると屋敷跡みたいな感じがするもんだけん、どうかなという。</p> <p>基本は法務局は建物が建たないと宅地として登記させない。ただ、委員さんがおっしゃった過去やったやつで事業の完了届が出たらんやつは、みんな把握しとって追跡やっとなんかということ、やってないのが事実です。それから、誰もが許可をもらって建ってしまうと、済んだ済んだで完了届を出さんものもいっぱいある。その整理がしてないものがあって前からこのことは整理しないといけんといいながら、できておらんということが今日の状況ですわ。その数や、おそらく合併以前からです。合併以前の旧各町時代からの引きずったものがいっぱいありますけん。とても簡単な量じゃないと思いますだ。おおかた把握しきれんほどあるじゃないかと感じがしますが。なかなか現実的にはこれ今やるのは難しいですね。</p>
18番 事務局	<p>農業委員だつてころころ変わるしね。前のことがわかってる者も少ないけん。</p> <p>過去4条、5条、昔からの分につきまして、完了届が出てないものにつきましては、うちにある、相当昔からの資料がありますけれど、そのところでは完了届が出てないものはわかります。数についてはおさえてないですが、かなりの数があるというところがあります。以前、権限移譲を受けるまで、2年前ですかね、までのところでは県が許可をしておりました関係で、完了届が出ていないものについては、県からこれはどうですかという問い合わせがありました。権限移譲を受けてうちの事務になってからは、実際そういったところの完了届のおさえをしていないのが実際のところあります。ここのところ最近のところはまだ確認もできていないものもありますし、昭和の時代から出ていたものについても出ていないものも実際あります。実際事務局が先ほど言いましたように、いざ登記をしようと思った時に、あっ、ということがあって過去の転用事実証明を発行させていただいて登記に繋がっていくということがありまして、そういったことがなかなか無い限り昔のものを完了届を出してくださいというところにまでいってないのが現状ですけども、ここのところの整理のところは今後どのような形でさせていただいたらよいか事務局の方でも協議をさせていただけたらなと思っています。ご指摘ありがとうございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>なげておいていいという案件ではないです。膨大だけんえらいとか、なげといていいという行政の努めじゃないけども、やり方をちょっと事務局で検討してね、何年か前ないちやならでも、ここ合併してからできたのは確実に押さえてあるわけだけん、合併以後ないつでもきちっと整理しながらそのところも整理していかんと、いつまでたってもこの状態だといけんとと思うけん、事務局とまた相談させてやってくださいませ。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ「議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。 議案書23ページをご覧ください。今回の案件は〇〇町4件、〇〇町2件、〇〇町4件、〇〇町3件の合計13件の申請です。借り受け人が9戸となっております。〇〇町4件は中間管理機構が借り受けるもので、□□□さんが借り受けられる予定です。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>1 4 時 4 5 分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど事務局答弁の方で訂正をしたいということがございますので、ここで答弁の修正をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議第 8 0 号の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の認定につきまして、2 番の〇〇委員さんからご質問いただきました事務局答弁に対しまして修正をさせていただきたいと思っております。〇〇委員さんからいただきました質問は、農地付きの空き家の、資料 No. 1 の裏面に一覧を載せております。No. でいきますと 4 3 番の〇〇さん、3 筆登録がしております。このうち 2 筆が 3 条の所有権移転の議題として挙がっております。先ほどご審議いただきまして許可いただきましたので、この表から削除ということになります。併せまして 5 条の所有権につきまして残りの 1 筆も許可いただきましたので、同じく削除となります。削除ということで 4 0 筆から 3 7 筆になりますので、この 3 7 筆について次の農業委員会の総会においてご審議いただいて告示するという内容の説明をしたと思っておりますが、これに関しまして、これまでのやり方で行きますと削除のみのご審議をいただくことはしていませんので、新たに空き家付き農地の追加があった時の審議に併せて削除の方もご審議いただくということでこれまでもしております。従いまして〇〇さんの 3 筆の削除ということに関しまして、また次に新しく追加となった際に削除のご審議をいただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>はい。ということで手続き上の問題でございますけれども、削除だけは議案として挙げてないということ、次の案件が出た時に削除も併せてやるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>それでは先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に〇〇町の方をお願いします。</p>
2 番	<p>2 番〇〇です。4 件ございまして、うち 3 件は再設定でありますので利用権の再設定を受ける意思表示がされております。問題ないかなと思っております。1 件は新規であります。利用権設定をされている方が頼まれていた人が不在になりまして、4 反ばかり大きなくぼであります。なげておくわけにはいかんということで、利用権設定を受ける人が、〇〇の現在法人□□□の代表者をやっている〇〇さんが、□□□で受けるのは越境になりますので、従って個人で受けるというかたちで話がついたようであります。よって、なげておくわけにはいきませんので、彼には頑張ってもらおうということでございまして、ご審議をお願いしたいと思います。ただですね、事務局の方へは資料が出ているかどうかわかりませんが上 2 件がですね、1 0 アール当たりの賃借料が空欄なんですけども、私も承知しておりませんので、資料がありましたら入れ込んで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
2 番	raitai to omoimasu. ijou desu. yoroshiku onegaishimasu.
議 長	seisakukyo de sore wa wakaranon, sore wa.
事務局	shakujou no kiji ga nai to iu koto.
議 長	koko ni kaite nai wakeda. so tchi mo nai kai.
事務局	shinshu no honbon gozaimashite, riyokan no ruihou wa shiyou shakujou desu.
2 番	shiyou shaku nara ruihou desu ne. shiyou shaku no baai wa shikanai. wakari mashita. ruihou desu.
議 長	go ruihou itadakimashita no de, ruihou to iu koto da sou desu.
議 長	tsugi ni 00 machi no baai onegaishimasu.
1 6 番	16 ban 00 desu. 00 machi 2 ban desu. utagata to sanchi itashimashita. hitotsu 10 kagetsu to iu no ga arimasu ga, 00 chiku wa ruihou seisei ga hajimatte orimashite, ruihou sanchi sanchi ni kakarareru you de shite, kotoshi 1 nen to iu koto da to omotte orimasu. ijou desu.
議 長	tsugi ni 00 machi onegaishimasu.
1 3 番	13 ban 00 desu. 00 machi 4 ban, izure mo chuankan ruihou to iu koto de utagata to sanchi itashimashita no de yoroshiku onegaishimasu.
議 長	tsugi ni 00 machi onegaishimasu.
4 番	4 ban 00 desu. 00 machi ni tsukimashite wa 11 ban kara 3 ban gozaimasu. izure mo saisei de arimashite utagata to sanchi itashimashite orimasu. yoroshiku onegaishimasu.
議 長	tada ima, kotoshi kara ruihou no toori shaku utagata to iu koto desu ga, ruihou wa gozaimasen ka.
2 番	chotto ii desu ka. ima no shiyou shaku wa wakari mashita ga, 00 machi no desu ga chuankan ruihou ga seisei o ukeru wake desu ga kore mo ruihou nan desu ka ne.
議 長	seisakukyo de wakaru kai ne. shinshu, chotto tawete.
事務局	reiba 7 ban.
議 長	7 ban, 8 ban, 9 ban kana.

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	機構に対してですね、農用地等貸付申込書が所有者さんから機構への申込みで使用貸借ということで、賃料は設定されず申し込みがされているものですので、このような使用貸借ということです。
2 番	実際耕作する人は決まっているじゃないですか。中間管理機構が表に出ているけども、中間管理機構が耕作するわけがないんでね。その実際にやる人と利用権設定をする人はそういうことでしょう。そういうような中間管理機構の利用の仕方があるのかな。というのが私の関心ごとですけどね。
議 長	借り手が決まっとおか。こら。
1 8 番	金額だって場所によって違うだけん。
2 番	中間管理機構を通さないかん理由がこれじゃよくわからん。中間管理機構が借りたというね実績を作らないかんから、通過機関としてだけ名が出てるといのであれば、余りにもつくる話でありましてね、ちょっと変だなという、もう相対でやったらいいじゃないか。
議 長	あのね、中間管理機構は借り手が無い場合は戻してくうだ。また。
2 番	これはだから借り手が決まっているから。
議 長	決まっとると思うが、決まっとるでしょ。この場合は。
事務局	はい。
議 長	それは単価が決まっとらんわけか。
事務局	そこまでは。
2 番	使用貸借だからいいんだけども、ちょっと何回も言うようで恐縮ですが、こういうケースで中間管理機構を通すことの意味がね。どういうことなのかなということすわな。
議 長	無料の場合ね。
2 番	無料だからね。仕組みが良くわからんので。こういう形で中間管理機構を活用しているというようなことをカウントするうえでですよ。なんか考慮がされておるのかなという違った見方をしているわけだけどね。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無料の場合でも有料の場合でも借り手がなて戻す場合でも、中間管理機構をいっぺん通いてごせという感じが多いです。そのような指導が出ておるのです。ということは、なんでかという耕作放棄地をあんまりなげておると課税でいわゆる農業用地ということで減免してあるのを取っ払いますよと、農業委員会から勧告してもやらん場合はという整理は、中間管理機構をいっぺん通いた場合には、その対象にならんやになると。</p>
2 番	<p>わしが言うのはね、中間管理機構が耕作するわけではないから、なんで中間管理機構が入っているかということを行っているわけです。相対でやったらいいんじゃないか。</p>
1 6 番	<p>それは実績を作る必要があるからそれで。</p>
2 番	<p>そう言っちゃあおしまい。</p>
1 6 番	<p>おしまいじゃなくてそういう制度だと。</p>
2 番	<p>それちょっとおかしいじゃないか。</p>
議 長	<p>結局ね。何のことねえ中間管理機構を通せという、上から降りるのはそげだが。言い方としては。</p>
1 6 番	<p>だから通さなくてやるという人があっても別に不思議じゃないけども、全部そうしたいという貸し出す人が言われればそのとおりやっていくんじゃないですか。</p>
1 8 番	<p>貸し出す人もだが我々としても管理機構を通しなさいと。</p>
議 長	<p>管理機構を通さないけんだ。我々もそげないに農業委員も推進委員もその方向でやっていかないけんというのが今の実態だ。それをいわゆる中間管理機構を通いた集積率なんかみんなおっしゃるように数字で出てくるようになって、市町村ごとに何パーセントとか出いてきて尻を叩いてくるわけだ。とにかく中間管理機構を聞いていわゆる農地の集積あるいはなんだいかなだいで進めていかんといけんというのが今の実態だ。</p>
2 番	<p>それはよう知っているんだけどね。実態が実際やる人とね、貸し手と借り手が決まってるんでね。それを中間管理機構を通したかたちにすることはね、どういうことかっていうこと。遊んでいる土地を利用権設定するとかね、新しく、まあ継続するということはいいいですよ。中間管理機構がそこへ出てくるということが今の出ているように中間管理機構の実績を上げようっていうのがね、農業委員会の仕事かね。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>まだ言わせてもらおうと、中間管理機構を全体的に通っていかないけんけれども、ともかくどげであろうと中間管理機構を通してごせとおっしゃる、借り手があってもなくても通せというかたちになっとうです。できるだけ面積を、中間管理機構を通いたやつを増やせという言い方ですので、まあ実績を上げるためと言われら全くその通りかもしれないだも、国の施策というもんが結局中間管理機構を通して農地を集積するというので膨大な金を出いとうわけだけん、県を通じて。</p>
事務局	<p>資料がなくてあれなんです、機構集積補助金という形で出し手、受け手に対しても中間管理機構を通すことによって補助金なり、反当あたりいくらという、そこで農家の皆さんもメリットがあるという一つの制度というものがありまして、このような形でいったん中間管理機構を間にかませるということに。</p>
議 長	<p>〇〇さんがおっしゃる、借り手と貸し手がもう決まっとるけんもういいだねか、直接やらということですが、逆に言うとな、借り手が決まっとらんと中間管理機構はそれを受け付けませんとこうきとうわけだ。借り手を決めて持ってこいよと。こういうことを言っとうわけ。</p>
2 番	<p>自分たちが探さんことはわかっています。例えばね〇〇の5番なんか見たら、〇〇さんが実際作るのがわかっているものを中間管理機構の中に入れたらいいんじゃないですか。</p>
1 6 番	<p>いやいや、〇〇さんはわたし中間管理機構からの斡旋を受けますよというそういう認定を受けていないわけです。だからやれないわけです。</p>
2 番	<p>むしろそういうリードすべきじゃないですか。</p>
1 6 番	<p>それはまあ、やっとなれると思うけど、本人がそういう気にならなければ登録しない。</p>
2 番	<p>農業委員会がそういう格好を進めていくとすればだよ、相対が決まっているのをね、取り上げて中間管理機構活用の実績を上げていくという取組みもできんことはないですわな。</p>
議 長	<p>それでもいいけん上げていかないけんけれども、本人が希望されんだ。中間管理機構を通すとめんだでいけんとかいろいろ言われるだ。</p>
2 番	<p>ちょっと討論になっちゃってしまっているんだが。</p>
議 長	<p>やっぱり議論せないけんだ。どこぞで。とにかく中間管理機構は借り手をちゃんと決めてうちへ持ってきてごせと、うちへ出すんだったら中間管理機構へ出すんだった</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	らちゃんとおまえんとこ借り手を用意して来いよという言い方はほんにえらいだ。
2 番	それは十分に知っています。
議 長	わあちはなんだせんこにそげだけん。まあそぎゃんこというと叱られえけども中間管理機構から。
1 8 番	実際そげだわね。最初聞いた時は頭にくうやなつたわね。こっちはえっと世話やいて、お願いしてヤダというやつもお願いしてやっつたわね。
議 長	まだ言うと、この集積率やなんだいかんだいが年度末の実績に出るやになつとうです。実績に上乘せで出るやになつとうたが。交付金が去年は7月からだったけん、雲南市は7, 8, 9, 10, 11, 12までだったかいの。6か月の半年で実績がなてもらえだったですけども、今年は1年間やるとおそらく実績でなんぼか金に来るようになーでしょう。内容によるだも。中間管理機構を通いて集積率が上がったりますと農業委員さんや推進委員さんに報酬の上乗せが出るやんことになった。国からでるやんなつた。その実績も加味されるが。実績がないと出んはず。
事務局	集積と遊休農地の解消がいくらできたからということによってその最適化交付金、国のお金がただけまして、それがようは皆さん方に払っています月額報酬にプラスということです。なかなか毎月プラスということにはなりません。結果が出た最終3月のところで実績に応じてもらえたものにつきましては、雲南市としての考え方は皆さん方に平等に配分、上乘せさせてもらうということでもあります。会長が今おっしゃいましたとおり、29年度につきましては年度中途ということもありましたし、集積あるいは解消の結果がでなかったということでゼロだったということです。
議 長	ちなみに県下ではどこだったか、がいにもらつとるところがあったが。
事務局	その情報はうちには入っておりません。
議 長	県へ出るとみんな各市町村がもらった金額の一覧表があるです。おそらくまだ出されると大方来年は雲南市もくるやんなーと。その表が。
1 8 番	管理機構も最初ごろの話はね、小規模な耕地整理もします、排水などもします、管理機構で、それから誰かに貸せて希望を出されたところへ貸し付けをすると、いうような話があったわけ。そぎゃんことをされた形跡は一切ありません。条件のいいところほど〇〇さんが言われたように、受ける者がおるいいところしか、それ以外はみんなカットになつとうだ。最初の話とだいぶ違つとうだ。
議 長	恩恵を受けとるのは、斐川や出雲や安来の方だったと思うだ。確かあの平野部だつ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	たと思うだ。やっぱり実績が上がったところはこの辺だなという見方をしようけど、まあ中山間地もいろいろ方策があるだろうと、集積の仕方とか中間管理機構など。今年度の12月いっぱいまでの実績で雲南市がどぎゃん実績が上がるのかわからんけども、その実績に応じた交付金が出ると、本来はその交付金で推進委員の報酬に充てるというあげだったけどね。雲南市の場合は一般財源でやっとうだも。
18番	現場のわからん者が考えておるもんだわね。いかにもいいことをしようやな気がしとるだも、おらんちが思うと。
2番	まあ、いいですわ。僕の理解とは全然違うな。中間管理機構というのがね出来た趣旨、目的がね、現場に金を落とすためにね、出来たわけじゃないんでね、その部分を踏まえておかないとね、なんかね、その手段のとこだけに目がいつちゃってね、どうやって金をもらおうかってという話にだけなっちゃうのはね、制度の本来のあり方じゃないとわしは思うんですけどね。規模を広げていく、中心になってやっていく、農業を一生懸命やっていく人たちが、規模を広げていくとかね、その農業経営の視点からもね、制度を設定されたんじゃないかと思うんだけどね、ましては、作り手が決まってるのをね、形だけ中間管理機構が入った格好になっているのは許せんですわね。
議 長	おっしゃるとおり、国の最初の理想論はそげだったですわね。実態はほとんど市町村が出し手も借り手もこげやってみんな段取りして、あそこは座とってやると、松江の土改連の事務所に座とってやるという姿が今の姿だと思う。他県の都会地に近いところは凄い仕掛けになっとうのは、例えばイオンとかキューサイの青汁やなんかのも、手前の農園てやなこと物凄い仕掛けのともあるですわ。健康食品の自家製農園というやつね。そげなやつを取り組んどうともあるけども、この辺ではあんまり斐川平野や安来の方はどげなかならんけど、雲南市やなんかはあんまりそれはないですわね。まあ、ただ農地を集積して担い手に集積をしていかないけんというこの規模の大なり小なりはあっても、やっていかないけんというのはもう今農業委員、推進委員の使命になつとると。いうのが実態でございまして。
18番	農業は自分で作りたいというもんがみんな取り上げられてしまうというやなことをいう者もおるしね。
議 長	まあ、作るということは問題ないけども、今の農機具やなんだいかんだいの補助金にしてもみんな法人化して規模拡大していかんと出んやんなってきとうだ。
18番	退職者なんかで銭のある人がね、自分が楽しみで第2の人生をやらと思ってやっとうたもんが、みんな取り上げられてしまつてなんだすることが無くなつてと、話も聞いたことがあるけども。
2番	まあ、この辺でおしまいにしましょう。

発信者	議 事 録 要 旨
18番	きりがないわ。
議 長	<p>ご意見はよくわかりますし、実態もよくわかるということで。他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。さっき討論はされたやな感じです。討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>(2) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>(3) 歓送迎会経費精算について</p> <p>(4) 農業者年金給付の概要と支給停止について</p> <p>(5) 農業委員、推進委員合同会議の開催概要について</p> <p>(6) 平成30年度「雲南市農業振興施策に関する意見書」提出について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____